2014.04.01 公契約ニュース
発　行：川村雅則研究室（北海学園大学）
連絡先：011-841-1161（2744）

旭川でも公契約条例の制定を求める取り組みが開始

31 旭川・上川　2014年（平成26年）4月1日（火曜日）

ワーキングプア解消を
労組などが研究会
旭川市に公契約条例求める

低賃金に苦しむ非正規雇用などワーキングプア（働く貧困層）の解消を目指し、旭川地域の労働組合などの団体が31日、「旭川ワーキングプア研究会」を発足させた。8月をめどに旭川市発注事業の賃金調査をまとめ、市に公契約条例の制定を求める方針。

構成は旭川弁護士会、全国建設労働組合総連合（全建総連）旭川建設ユニオン、連合旭川、旭川市職労、旭川労働組合総連合（旭労連）、建交労旭川支部、NPO法人建設政策研究所北海道センター（札幌）。非正規雇用問題に詳しい北海学園大の川村雅則准教授が呼び掛け、旭川市内でこの日会合を開き、設立した。

研究会は①市発注事業における建設労働者の賃金調査②旭川地域における非正規雇用の実態調査③市や市町村議会への要望活動―を進める方針を確認。調査を踏まえ、市発注事業で働く労働者の賃金下限額を定める公契約条例の制定を市に働きかける。

代表に就任した小林史人・旭川弁護士会会長は「公契約条例の制定を目指すことで、最終的に民間の賃金改善にも波及させたい」と話した。

研究会によると、公契約条例を制定している全国の自治体は2009年の千葉県野田市を皮切りに川崎市（10年）など11自治体。道内では札幌市の上田文雄市長が制定を目指したが、昨年10月に市議会で否決された。（栖木野寛）

非正規雇用の実態調査を行う方針を決めた研究会

（「旭川ワーキングプア研究会」が発足）

３月３１日、旭川でひとつの研究会が発足しました。その名は、「旭川ワーキングプア研究会」。上記は、そのことを報じてくださった新聞記事（『北海道新聞』旭川・上川面）です。

周知のとおり、札幌市の公契約条例案は昨年の議会で残念ながら否決されました。しかしながら条例を必要とする状況（官製ワーキングプア問題の発生）にはなんら変わりなく、よって私たちは、制定を求める取り組みをその後も継続しているところです。

同時に、公契約条例を必要とするこうした状況は、札幌以外でも同様ではないか。地方都市での調査研究活動を通じて、そう感じておりましたところ、実際、そのようなニーズがあり、今回の、研究会の発足に至りました。札幌にとってもたいへん有り難く、また、嬉しい話です（そしてまた札幌同様、なんと強力な顔ぶれ！）。

さて、記事にも記載のとおり、同研究会ではまずは各種の調査活動に着手することが決まりました。こうした取り組みが全道にひろがるよう、私たちも、可能な限り、札幌での「経験」をお届けしたいと思います。

みなさん、がんばりましょう。